平成２２年（フ）第３９７号
広島市南区宇品御幸５丁目９番10号
債務者　新井清浩こと　朴　　清浩
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１５号
広島県山県郡北広島町阿坂847番地、住民票上の住所広島市安佐南区上安５丁目４番12号
債務者　河野　英治
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４３号
広島市安佐北区落合南４丁目18番28号
債務者　松本　美雪
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５０号
広島市東区尾長西２丁目11番22号
債務者　宮西　　真
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２１号
広島市安佐北区亀山南３丁目19番２号
債務者　石谷　　学
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５０号
広島市安佐北区口田１丁目５番14号
債務者　土佐エングラシアこと　ＴＯＳＡ　ＥＮＧＲＡＣＩＡ　ＭＥＲＣＡＤＯ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７６号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾1139番地２
債務者　前川　福枝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８号
愛媛県松山市桑原４丁目５番31号
債務者　中村　　靖
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
愛媛県松山市古川南３丁目20―２、住民票上の住所愛媛県大洲市肱川町宇和川745番地
債務者　山口　千鳥
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号
愛媛県伊予郡松前町大字浜766番地26
債務者　橋本　英子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
愛媛県松山市高岡町63番地４　サンライズ今井102号
債務者　西岡　哲治
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
福岡県飯塚市鹿毛馬2247番地　市営嶺田中央団地住宅21号、住民票上の住所福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地の67
債務者　古賀　　覚
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４９号
福岡県飯塚市横田871番地１　コーポラス高雄107号
債務者　原　　孝之
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５０号
福岡県飯塚市横田871番地１　コーポラス高雄107号
債務者　原　　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３３号
福岡県久留米市東町30番地39　ライオンズマンション久留米302号、住民票上の住所福岡県久留米市青峰３丁目２番632号
債務者　樋口　　敦
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３８号
福岡県久留米市国分町1294番地５　豊国スカイマンション国分211号
債務者　鶴田　幸光
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町大島239番地２
債務者　島邑ノリ子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長崎地方裁判所壱岐支部